

帰還困難区域(双葉町)において自ら農地を所有し又は賃借して米作(以下「**自営・小作**」という。)を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部(以下「**受託業務**」という。)を行っていた申立人について、避難により農作業を行えなくなったことは受託業務においても自営・小作と同様であるとして、直接請求手続において自営・小作について既に賠償を受けていた平成30年4月分から令和元年12月分までの期間について、受託業務に係る営業損害(逸失利益)として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した金額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「**本件**」という。)において、申立人X(以下「**申立人**」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「**被申立人**」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金512万6924円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項所定の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。

令和3年6月14日

(仲介委員 堀井 敬一)

令和〇年(東)〇号

申立人 X

損害項目	内容	期間	和解金額
営業損害	農作業の受託作業	H30.4.1~R1.12.31	4,977,596
弁護士費用(3%)			149,328
和解金額合計			5,126,924